

B 1 - 1 0 2

5 年 保 存 (常)
(令和12年12月31日まで)

F N . B 1 - 9 - 0

鹿 生 企 第 1 5 8 号

令 和 7 年 5 月 3 0 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本	部	長
担 当	企画、支援・指導係	TEL XXXXXXXXXX

生活安全部門が取り扱う許可等事務の適正な運用の推進について
(通達)

生活安全部門が取り扱う許可、認定、届出等（以下「許可等」という。）に係る事務（以下「許可等事務」という。）については、「生活安全部門が取り扱う許可等事務の適正な運用の推進について（通達）」（令和6年2月13日付け鹿生企第42号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、許可等に係る欠格事由の検察庁に対する照会要領を改正し、下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和7年6月1日から施行し、旧通達は令和7年5月31日限り廃止する。

記

第1 許可等事務総合管理システムの運用

許可等事務総合管理システム（以下「管理システム」という。）は、生活安全企画課生活安全許可センター（以下「許可センター」という。）及び警察署（以下「署」という。）において、申請等に係る情報を共有することにより、許可等事務の組織的な管理を可能とし、さらには、各種照会書、台帳、許可証、証紙収入実績報告書等の作成及び出力印刷機能により、署の負担軽減を図るものである。

管理システムの運用については、「鹿児島県警察情報管理システムによる許可等事務総合管理業務実施要領の改正について（通達）」（令和7年5月30日付け鹿生企第157号ほか）の規定によるほか、次の点に留意すること。

- 1 許可センター及び署の許可等事務担当幹部は、管理システムを活用して業務管理を行うとともに、必要に応じて許可等事務担当者（以下「担当者」と

いう。)に対する助言指導を行うなど組織的な管理・運用に努めること。

- 2 担当者は、受付時における申請等に係る人定等の必要事項（以下「申請等情報」という。）を登録することが管理システムの運用の要であることを認識し、許可等事務の進捗状況に応じて、確実に管理システムへ必要事項を登録すること。

第2 申請等の受付事務

1 申請者等からの相談への対応

申請等をしようとする者（申請者・届出人等、同代理人及び窓口への来訪者を含む。以下「申請者等」という。）からの相談については、その対応によっては紛議等に発展するおそれがあることを十分認識し、次の点に留意すること。

- (1) 直ちに法令上の問題点等が認められない場合であっても、許可の可否の判断に関わるような言動は、申請者等に誤解を与えるおそれがあることを十分認識し、厳に慎むこと。

特に、電話による相談は、申請者等に誤解を与えるおそれがあることから、手続の教示等を行う場合を除き、原則、面談による相談を勧めること。

なお、面談を行う際は、複数の担当者等により対応すること。

- (2) 相談を受けたときは、その経緯を明らかにするため、相談受理簿（別記第1号様式）を作成して決裁を受けること。

また、相談の内容によっては、許可の可否等について判断に迷うものもあることから、相談受理時又は相談受理後速やかに、許可センター担当係に連絡して協議すること。

2 申請等受理時の対応

申請等を受理する際は、原則として複数の担当者等により対処し、申請等の形式的要件に適合しているか確認すること。

- (1) 「複数の担当者『等』」の意義

「複数の担当者『等』」とは、署の許可等事務担当代理及び同係員のみを指すのではなく、

署生活安全担当課長以下同課員を含む。

つまり、担当者が申請等を受理する際、「複数の担当者」という立場である許可等事務担当代理以下担当係員が、事案対応等のため対処できない場合もあり得ることから、この場合は、生活安全担当課長以下同課員において必要な措置を講ずること。

なお、担当者を1人指定して、その者のみに申請等の受付を全て任せることがないよう、許可等事務担当代理をはじめ、「許可等事務担当者等の厳正な任用及び交代時における引継ぎの徹底について（通達）」（平成28年3月8日付け鹿生企第87号）の規定に基づき、生活安全部長の承認を得

て任用されている者等も、担当者とともに対処させ、組織的対応を図ること。

(2) 「対処」の意義

ここにいう「対処」とは、申請者等が来署して申請等手続を行い、その手続が終わるまで担当者に付き添い、一緒に対応するという意味ではなく、

○ 当該申請に伴う申請様式及び記載内容の確認を行うこと。

○ 4 (1)で後述する書類等チェック表（以下「チェック表」という。）を基に、申請に附随する添付書類及び手数料の確認を行うこと。

○ 4 (2)のとおり、管理システムにより出力した確認票の記載内容について、担当者、申請者等、許可等事務担当代理等の三者による突合確認を行うこと。

○ 貼付された収入証紙の額及び種別の確認を行うこと。

○ 消印及び受理日を特定するため押印する受付印の年月日・印章確認を行うこと。

など、要所で担当者とともに確認することをいう。

3 申請等の取扱い

(1) 申請の取扱い

行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第7条において、行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、法令で定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない旨規定されている。よって、申請が到達した時点で遅滞なく審査を開始する義務が生じることから、申請書の記載事項に不備がある場合や必要な書類が添付されていない場合には、申請の審査を開始した上で補正を求めることとなることに留意すること。

なお、原則、標準処理期間には補正期間を含むこととするが、再三の要請にもかかわらず補正に応じない場合や審査に疑義が生じた場合等は、申請により求められた許可等の拒否を検討する必要があることから、同期間にとらわれることなく、許可センターと協議の上、対応すること。

(2) 届出の取扱い

法第37条において、届出書の記載事項に不備がない場合等、当該届出が法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする旨規定されていることから、以下の点に留意すること。

ア 署等で行われる届出について

届出書の記載事項に不備がある場合、必要な書類が添付されていない

場合等、当該届出が法令で定められた届出の形式上の要件に適合していない場合は、当該届出をしようとする者に対し、当該届出によって届出義務が履行されたことにはならないことを明確に説明した上で、形式上の要件に適合させるために必要な加除訂正等の内容を教示すること。

イ 警察行政手続サイト経由で行われる届出について

当該届出に係る電子メールが到達したときは、次に掲げる事項の確認を行った上で、当日又は翌開庁日の開庁時間内に届出の名義人に対して連絡を行うこと。

(ア) 名義人以外の者による届出でないこと

届出に係る名義人及び連絡先等について、届出の記載内容等と各署で把握している情報等との間に相違がないか確認すること。これらに相違があった場合は、各署等で把握している情報等に基づき、名義人に対して、当該届出を行ったか否かの事実確認を徹底すること。

(イ) 形式上の要件に適合していること

届出が、形式上の要件に適合しているかを確認すること。届出が形式上の要件に適合していない場合は、名義人に対して、当該届出によって届出義務が履行されたことにはならないことを明示した上で、形式上の要件に適合させるために必要な加除訂正等の内容を教示すること。

4 申請等受付時の措置

(1) 申請等書類の確認

申請等の受付に際しては、別に定めるチェック表により申請・届出書、同添付書類等（以下「申請等書類」という。）、手数料を確実に確認すること。

なお、チェック表については、申請等書類の取扱いに準ずるものとする。

(2) 確認票による確認

管理システムに申請等情報を入力後、確認票（別記第2号様式）を出力印刷すること。

(3) 申請等受付票の取扱い

ア 確認票による確認後は、管理システムの登録により、管理番号を取得するとともに、申請等受付票（別記第3号様式。以下「受付票」という。）を出力印刷し、申請者等に対して氏名、連絡先等の記載を求めること。ただし、郵送受付の場合は、受付票の余白に郵送受付と朱書し、氏名、連絡先等の記載を省略するものとする。

なお、受付票は原則、確認票の裏面に出力印刷すること。

イ 申請の受付に際して補正を求める必要がある場合は、申請者等に対し、受付票に補正事項の記載及び署名を求めること。

(4) 受領書の取扱い

申請等の受付終了後は、受付票下部の受領書（別記第4号様式）を切り取り、申請者等に交付すること。ただし、郵送受付の場合は、申請者等が求める場合に限り、後日、郵送又は手交の方法により交付すること。

なお、受領書の交付に際し、申請者等に対して「受領書を窓口を持参すれば、申請等に係る事務の進捗状況を確認することができる。」旨説明すること。

(5) 収入証紙の取扱い

ア 手数料を徴収すべき申請等を受理する場合は、鹿児島県収入証紙（以下「証紙」という。）により手数料を徴収すること。

なお、手数料の徴収に係る事務は、鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）第2条、鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第2条、同条例第3条、鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第3号。以下「規則」という。）第2条、同規則第3条の規定によるものとする。

イ 手数料の徴収を伴う申請等の受付では、次に掲げる行為を厳に慎むこと。

(ア) 申請者等から証紙代金を預かる行為

(イ) 申請者等に代わって証紙を購入し、申請書等に貼付する行為

(ウ) 申請者等から証紙を預かり、申請書等に貼付する行為

(6) 受付印・消印処理

全ての申請・届出書等（以下「申請書等」という。）には、鹿児島県警察公文書管理規程（令和6年鹿児島県警察本部訓令第1003号。以下「公文書管理規程」という。）第10条第2項第1号に規定する受付印による受付処理を行い、さらに、証紙が貼付されている場合は、規則第22条の規定により消印処理を行うこと。

なお、受付及び消印処理に際しては、次の点に留意すること。

ア 受付印は申請等受付日を特定するものであり、同日は標準処理期間の基準日となることから、印影が鮮明に表示されるよう押すこと。

イ 受付印が不鮮明であった場合には、余白に鮮明に表示されるよう押し直すこと。その際、鮮明に表示されなかった受付印の付近に「誤」、鮮明に表示された受付印の付近に「正」とそれぞれ朱書すること。

ウ 消印は、証紙が再度使用できないように証紙と申請書等の両方に掛け、かつ、証紙の金額表示に消印が掛からないように鮮明に押すこと。

エ 受付印及び消印の日付は、申請等書類の申請・届出日と一致させること。ただし、郵送受付の場合は、申請等書類到達日と一致させ、申請等書類の余白に郵送受付と朱書きすること。

オ 消印についても、消印が証紙と申請書等の両方に掛からなかった場合、消印が証紙の金額表示に掛かった場合、消印の日付等が鮮明に表示され

なかった場合には消印を押し直すこと。

また、消印が証紙と申請書等の両方に掛かり、かつ、証紙の金額表示に消印が掛かるように押せない場合には、証紙の直近の余白に押すこと。その際、適正に押すことができなかった消印の付近に「誤」、適正に押すことができた消印の付近に「正」とそれぞれ朱書すること。

5 手数料を徴収すべき申請等を受理する際の受理手順

許可等事務における4の申請等受付時の措置については、原則、次のとおり行うこととし、これらは、申請者等が退署する前に行うこととする。

なお、複数人による対処については、2(2)のとおりである。

- (1) 申請書類等の確認
- (2) 確認票による確認
- (3) 申請等受付票の太枠欄への記載の求め
- (4) 申請者等に対する収入証紙の貼付の求め
- (5) 貼付された収入証紙への消印の押印
- (6) 受理した日付を特定し、受理を明らかにするための受付印の押印
- (7) 申請者等への受理説明
- (8) 補正等がある場合の説明及び申請等受付票への記載の求め
- (9) 受領書の交付

第3 申請等に係る審査

1 審査

審査のための照会・調査は、次の留意事項等に従って適正に行うこと。

(1) 留意事項

ア 照会・調査は、許可等に係る的確な判断を下し、不適格者を確実に排除するために行う重要なものであることを認識すること。

イ 照会・調査の結果は、確実に記録化すること。

ウ 照会・調査に際して疑義等が生じた場合は、標準処理期間にとらわれることなく、許可センターと協議の上、事実確認を徹底し、その経過を明らかにしておくこと。

エ 照会・調査により得た個人情報等は、外部に漏れることがないように万全を期すこと。

(2) 照会・調査の実施

ア 部外照会

部外照会は、身上調査照会、欠格事由調査照会及び前科調査照会の3種とし、その様式については、次表のとおりとする。

なお、部外照会は、原則、全て許可センターにおいて行い、各照会書の取扱いは、捜査関係事項照会書の取扱いに準ずるものとする。

対 象		照会書様式	回答署様式	照会先
日 本 人		身上調査書（照会） （別記第5号様式）	左同（回答） （別記第6号様式）	対象の本籍地を管轄する自治体
外国 人	警備業法・風適法・古物営業法・銃刀法・銃刀法施行規則・指定射撃場の指定に関する内閣府令関係を除く。	欠格事由に関する調査について（照会） （別記第7号様式）	左同（回答） （別記第8号様式）	鹿児島地方検察庁
外国 人	警備業法・風適法・古物営業法・銃刀法・銃刀法施行規則・指定射撃場の指定に関する内閣府令関係	前科調査について（照会） （別記第9号様式）	左同（回答） （別記第10号様式）	同 上
法 人	風適法・古物営業法・警備業法関係を除く。	欠格事由に関する調査について（照会） （別記第11号様式）	左同（回答） （別記第12号様式）	法人の所在地を管轄する地方検察庁
	風適法・古物営業法・警備業法関係	前科調査について（照会） （別記第13号様式）	左同（回答） （別記第14号様式）	同 上
凡 例	風適法 ～ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号） 銃刀法 ～ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号） 銃刀法施行規則 ～ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）			

イ 部内照会

部内照会は、犯歴照会、暴力団照会、行政処分歴照会、ストーカー・ドメスティックバイオレンス歴照会（以下「ST・DV歴照会」という。）及び警察安全相談歴照会の5種とし、業務主管課等に対して許可センターにおいて全て行うものとする。

なお、照会結果については、部内照会結果記録表（別記第15号様式）に集約することとし、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第2号（利用及び提供の制限）に基づき対応を図ること。

ウ 周辺調査

周辺調査は、営業所（場所・構造）調査、居住地調査、同居親族調査及び近隣住民等調査の5種とする。この調査は、申請等の受付署又は調

査対象の所在地及び住居地を管轄する署において行うものとする。

調査結果は、「生活安全部門が取り扱う許可等事務の厳格な管理の推進について（通達）」（令和５年３月２２日付け鹿生企第９０号。以下「管理通達」という。）に規定する各様式に記載の上、決裁を受けること。

２ 申請等の決裁

（１）決裁時期等

受理した全ての申請等は、原則、受付後直ちに決裁権者において申請等書類の決裁（以下「受付時決裁」という。）を行うこと。

受付時決裁に際し、決裁欄の表示がない申請書等には、決裁欄のゴム印を余白に押印し、決裁欄を表示すること。

なお、決裁権者にあつては、次の点に留意して確認を徹底すること。

ア 申請等書類が形式上の要件に適合しているか。

イ 申請等書類の添付書類に不備はないか。

ウ 標準処理期間のほか、審査を行うに当たり留意すべき事項はないか。

エ 手数料を伴う申請等においては、申請等書類に貼付された証紙の額面に誤りはないか。

（２）申請等に対する処分意思決定時

照会・調査が不要な申請等を除く全ての申請等は、受付時決裁後に行う照会・調査の結果を踏まえ、欠格事由該当性等を判断した上で、許可、不許可等（以下「処分」という。）の意見を付して決裁（以下「許可等時決裁」という。）を行うこと。

なお、決裁権者にあつては、許可等時決裁の際、申請等書類、照会・調査結果を裏付ける書類により、次の点に留意するとともに確認を徹底すること。

ア 照会・調査は十分に行われているか。

イ 照会・調査結果に不明な点や疑義はないか。

ウ 照会・調査結果に基づく審査に漏れはないか。

第４ 申請等に対する処分

１ 処分の効力

（１）処分の効力発生日は、処分の名宛人である申請者等が、処分結果を実際に了知した日（以下「通知日」という。）とする。

なお、申請者等への通知は、許可等時決裁の当日に行うものとするが、許可等時決裁日に通知ができなかった場合は、その翌開庁日に遅滞なく通知すること。

（２）管理システムで、営業許可証、認定証、承認通知書等（以下「許可証等」という。）を作成する際に登録する日付情報は、原則、通知日とするが、法令等により交付の日付を記載するように規定された許可証等については、同日付情報を登録すること。

なお、風俗営業の検定申請等、許可センターにおいて全ての許可等事務を行う申請等については、公示日、認定日等、申請等の種別ごとに指定された日付情報を登録すること。

2 許可証等の取扱い

(1) 許可証等の作成・交付

許可証等は、管理システムにより作成、出力印刷するものとする。ただし、一部の冊子型の許可証等にあつては、管理システムに許可等番号情報及び日付情報の登録を行った後、手書きで作成すること。

また、許可証等の様式は、業務種別ごとの関係法令の規定によることとするが、風俗営業及び特定遊興飲食店営業の相続、分割、合併及び営業所の構造又は設備の変更に係る承認に際しては、承認通知書（別記第16号様式）を作成すること。

なお、許可証等の交付に当たっては、受領者の身分を確認（代理人等に交付する場合は、委任状等により代理権を確認）して交付することとし、受領者に、受付票にある許可証等の受領欄への受領日時の記載及び署名を求め、交付担当者は、受付票の交付者印欄に記名等を行うこと。

(2) 不許可等処分決定時の措置

不許可、不認定、不承認等の処分（以下「不許可等処分」という。）に係る事務は、決裁を経て許可センターにおいて行うこと。ただし、風俗営業の営業所（遊技機を含む。）及び特定遊興飲食店営業の営業所の構造又は設備の変更承認申請（以下「変更承認申請」という。）に係る不許可等処分の事務については、許可センターと協議の上、署が行うものとする。

不許可等処分が決定した場合において、許可センターは、処分に応じた通知書（別記第17号様式から第23号様式。以下「不許可等通知書」という。不許可等通知書交付一覧（別表第1）参照）又は「警備業法令に関する運用について（通達）」（令和6年3月29日付け鹿生企第113号）に規定する不認定通知書を作成し、不許可等処分決定通知書（別記第24号様式）を添えて申請等の受付署に送付し、同通知書等を受領した署は、不許可等通知書のみを申請者に交付すること。

なお、署は、変更承認申請に係る不許可等処分が決定した際は、不承認通知書（別記第19号様式）を作成の上、交付すること。この場合において、署は、許可センターに連絡し、不許可等処分決定通知書番号を採番すること。

不許可等通知書の交付手続は、許可証等の取扱いに準じて行うものとする。

第5 処分後の措置等

1 台帳等の作成、整理

新たに許可等をし、又は既に許可等営業を営む者による変更の届出等を受

理したときは、申請等に係る事務手続終了後、管理通達に規定された各種台帳等に係る関係情報を管理システムに登録すること。

なお、台帳の取扱いは、管理通達の規定によること。

2 申請等書類の取扱い

申請等書類は、全ての事務手続を終えるまで、申請等ごとに区分して施錠設備のあるキャビネット等に保管し、盗難・紛失等の防止に努めること。

また、全ての事務手続を終えた申請等書類は、文書管理規程に基づき、適切に保管・管理し、又は廃棄すること。

3 公印の取扱い

署が許可証等の作成及び記載事項変更等を行う場合において、鹿児島県公安委員会公印（打出式証印を含む。以下「公印等」という。）を使用するときは、鹿児島県公安委員会公印規程（平成13年鹿児島県公安委員会規程第3号）及び管理通達の規定に基づき、保管責任者の事前承認を受けるなど適正に取り扱うこと。

4 不測の事態への対応

災害、大規模な停電等により、管理システムが停止した場合に備え、許可等事務に必要な書類は、あらかじめ必要枚数を印字して保管しておくこと。

なお、管理システムが停止した際は、関係文書に必要な情報を別途記録し、復旧後速やかに、申請等情報を管理システムに登録すること。

第6 交番等への周知及び営業所等への立入り

1 許可等をし、又は届出により営業事実若しくは営業の廃止事実を把握した際は、その営業所在地を管轄する地域施設に通知の上、周知を図ること。

2 許可等の営業所等に対しては、適正な営業を履行させるため、適正かつ効果的な立入りを行うこと。

なお、立入りに際しては、言動に留意するとともに、法令違反等を現認した場合は、許可センターと連携し、指導、警告、検挙、行政処分の上申等、必要な措置を執ること。

第7 別記様式の運用

本通達中、別記様式として定めた文書に関する必要な事項は、生活安全企画課長が別に定めることとする。

第8 その他

1 審査基準ファイル、関係通達及び各事務処理要領は、常時、最新の内容のものを備え付けることとし、施錠設備のあるキャビネット等で保管すること。

2 本通達に規定する文書の作成時期、決裁時期、保存期間等については、様式一覧表（別表第2）を参照すること。

3 許可等番号の採番方法及び許可証等に記載する日付に係る判断基準については、許可等番号の採番方法（別表第3）を参照すること。

不許可等通知書交付一覧

様 式 名	業 務 種 別	申 請 等 種 別
不許可通知書(別記第17号様式)	風 俗 営 業	許可申請
	特 定 遊 興 飲 食 店 営 業	許可申請
	質 屋 営 業	質屋許可申請
		営業所移転許可申請
		管理者の新設又は変更許可申請
不認定通知書(別記第18号様式)	風 俗 営 業	認定申請(特例風俗営業者)
	特 定 遊 興 飲 食 店 営 業	認定申請(特例特定遊興飲食店営業者)
不承認通知書(別記第19号様式)	風 俗 営 業	相続承認申請
		合併承認申請
		分割承認申請
		変更承認申請
	特 定 遊 興 飲 食 店 営 業	相続承認申請
		合併承認申請
		分割承認申請
		変更承認申請
不許可通知書(別記第20号様式)	古 物 営 業	古物商許可申請
		古物市場主申請
不許可通知書(別記第21号様式)	銃 砲 ・ 刀 剣 類	銃砲等所持許可申請
		刀剣類所持許可申請
不更新通知書(別記第22号様式)	銃 砲 等	猟銃等又はクロスボウ所持許可更新申請
不認定通知書(別記第23号様式)	同 上	年少射撃資格認定申請又はクロスボウ射撃資格認定申請
		練習資格認定申請
		教習資格認定申請

別表第2(第8の2関係)

様式名	システム対応	作成時期		決裁		保存期間 (年度)	編冊方法
		都度	月1回	都度	月1回		
相談受理簿 第1号様式		○		○		1年	法令ごとに区分して編冊
確認票 第2号様式	○	* 申請等受付票と一対～申請等受付票裏面への印刷を基本とする。 (両面印刷が困難な場合、個別印刷も可)					
申請等受付票 第3号様式	○	○		○		1年	業種ごとに区分して編冊
受領書 第4号様式	○	* 申請者等に交付					
身上調査書(照会) 第5号様式	○	○		○		1年	原本を対象の本籍地を管轄する市区町村長に交付 副本を文書発送管理簿に編冊
身上調査書(回答) 第6号様式	○	○		○		申請等書類に準拠	申請書類に編冊
欠格事由に関する調査について (照会)外国人用 第7号様式	○	○		○		1年	原本を鹿児島地方検察庁に交付 副本を文書発送管理簿に編冊
欠格事由に関する調査について (回答)外国人用 第8号様式	○	○		○		申請等書類に準拠	申請書類に編冊
前科調査について(照会) 第9号様式	○	○		○		1年	原本を鹿児島地方検察庁に交付 副本を文書発送管理簿に編冊
前科調査について(回答) 第10号様式	○	○		○		申請等書類に準拠	申請書類に編冊
欠格事由に関する調査について (照会)法人用 第11号様式	○	○		○		1年	原本を法人の所在地を管轄する地方検察庁に交付 副本を文書発送管理簿に編冊
欠格事由に関する調査について (回答)法人用 第12号様式	○	○		○		申請等書類に準拠	申請書類に編冊
前科調査について(照会)法人用 第13号様式	○	○		○		1年	原本を法人の所在地を管轄する地方検察庁に交付 副本を文書発送管理簿に編冊
前科調査について(回答)法人用 第14号様式	○	○		○		申請等書類に準拠	申請書類に編冊
部内照会結果記録表 第15号様式	○	○		○		申請等書類に準拠	申請書類に編冊
承認通知書 第16号様式	○	* 申請者に交付					
不許可通知書 第17号様式		* 申請者に交付					
不認定通知書 第18号様式		* 申請者に交付					
不承認通知書 第19号様式		* 申請者に交付					
不許可通知書 第20号様式		* 申請者に交付					

様式名	システム対応	作成時期		決裁		保存期間（年度）	編 冊 方 法
		都度	月1回	都度	月1回		
不許可通知書 第21号様式		＊ 申請者に交付					
不更新通知書 第22号様式		＊ 申請者に交付					
不認定通知書 第23号様式		＊ 申請者に交付					
不許可等処分決定通知書 第24号様式		＊ 申請者に交付					

* システム対応欄に○があるものは、管理システムから出力印刷

別表第3(第8の3関係)

許可等番号の採番方法

業種	許可証等名称	県別 コード (96)	所属別 コード (AAA)	西暦 (BBBB)	和暦 (CC)	個別 番号	本部一連番号 (DDDD)	所属 一連番号 (FFFF)	番号例	管理	備考等
風俗営業	営業許可証						DDDDD	一連番号	DDDDD		・1番から採番中 ・現在は5桁
	認定証	96		BBBB		7	DDDD		96BBBB7DDDD		・特定遊興飲食店営業と同一番号
	確認証明書	96		BB			DD		96BBDD		・西暦は下2桁
	検定通知書(甲)						鹿公委生企(検)第○号		鹿公委生企(検)第1号		
	認定通知書	96			CC		鹿公委生企(認)第○号 DDDD		鹿公委生企(認)第1号 認定番号～96CCDDDD		
	承認通知書(遊技機)							一連番号	F		
	承認通知書(構造設備)							一連番号	F		
	承認通知書(相続)							一連番号	F		
	承認通知書(合併)							一連番号	F		
	承認通知書(分割)							一連番号	F		
性風俗関連特殊営業	店舗型性風俗特殊営業届出確認書	96		BBBB		0	DDDD		96BBBB0DDDD		
	店舗型電話異性紹介営業届出確認書	96		BBBB		0	DDDD		96BBBB0DDDD		
	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書(デリヘル)	96		BBBB		1	DDDD		96BBBB1DDDD		・デリヘル個別番号「1」
	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書(通販)	96		BBBB		2	DDDD		96BBBB2DDDD		・通販個別番号「2」
	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書	96		BBBB		3	DDDD		96BBBB3DDDD		
	無店舗型電話異性紹介営業届出確認書	96		BBBB		7	DDDD		96BBBB7DDDD		
銃砲刀剣類	猟銃・空気銃所持許可証及びピクロスボウ所持許可証	96	AAA	BB				FFFF	96AAABFFFF		・西暦は下2桁
	銃許可番号(猟銃・空気銃所持許可証及びピクロスボウ所持許可証)		AAA		CC			FFFF	AAACCCFFF	銃許可番号、刀剣類所持許可番号は同一簿冊で管理	
	銃許可番号(銃砲所持許可証)		AAA		CC			FFFF	AAACCCFFF		
	刀剣類所持許可番号(刀剣類所持許可証)		AAA		CC			FFFF	AAACCCFFF		
	講習修了証明書		AAA					FFFF	AAAFFFF		
	技能講習通知書		AAA					FFFF	AAAFFFF		
	技能講習修了証明書		AAA			8		FFF	AAA8FFF		
	教習資格認定証		AAA		CC			FFF	AAACCCFFF	教習認定、練習認定は同一簿冊で管理	
	練習資格認定証		AAA		CC			FFF	AAACCCFFF		
	人命救助等に従事する者届出済証明書		AAA		CC			FFF	AAACCCFFF		
	使用人届出済証明書		AAA	BB				FFFF	AAABFFFF		・西暦は下2桁
	年少射撃資格講習修了証明書		AAA					FFFF	AAAFFFF		
	年少射撃資格認定証及びピクロスボウ射撃資格認定証	96		BB			DDDD		96BBDDDD		・西暦は下2桁
	指定通知書						一連番号(永年番号)		D		
	教習射撃場指定書						一連番号(永年番号)		D		
	練習射撃場指定書						一連番号(永年番号)		D		
	射撃指導員指定書						一連番号(永年番号)		D		

業種	許可証等名称	県別 コード (96)	所属別 コード (AAA)	西暦 (BBBB)	和暦 (CC)	個別 番号	本部一連番号 (DDDD)	所属 一連番号 (FFFF)	番号例	管理	備考等
火薬類	猟銃用火薬類譲受許可証		AAA					FFFF	AAAFFFF		
	猟銃用火薬類譲渡許可証(裏面有り)		AAA					FFFF	AAAFFFF		
	火薬類運搬証明書		AAA					FFFF	AAAFFFF		
	猟銃用火薬類等消費許可書		AAA					FFF	AAAFFFF		・申請書に公安委員会印を押し許可書として交付
	猟銃用火薬類等輸入許可書		AAA					FFF	AAAFFFF		・申請書に公安委員会印を押し許可書として交付
危険物	核燃料物質等運搬証明書			BB			DDDD		BBDDDD	危険物関係運搬 証明書、指示書は 同一簿冊で管理	・西暦は下2桁
	放射性同位元素等運搬指示書			BB			DDDD		BBDDDD		・指示がある場合のみ放射性同位元素等運搬届出書に添付 ・西暦は下2桁
	特定物質運搬証明書			BB			DDDD		BBDDDD		・西暦は下2桁
	届出対象病原体等運搬証明書			BB			DDDD		BBDDDD		・西暦は下2桁
古物営業	古物商許可証	96	AAA					004FFFF (永年番号)	96AAA004FFFF	古物、古物市場 主、質屋は同一簿 冊で管理	
	古物市場主許可証	96	AAA					004FFFF (永年番号)	96AAA004FFFF		
質屋営業	質屋許可証	96	AAA					004FFFF (永年番号)	96AAA004FFFF		
警備業	認定証	96					DDDDDD (6桁の永年番号)		96DDDDDD		
	警備員指導教育責任者資格者証 (1号)					1	DDDDDD (5桁の永年番号)		1DDDDDD		・個別番号は、警備の号数
	警備員指導教育責任者資格者証 (2号)					2	DDDDDD (5桁の永年番号)		2DDDDDD		・個別番号は、警備の号数
	警備員指導教育責任者資格者証 (3号)					3	DDDDDD (5桁の永年番号)		3DDDDDD		・個別番号は、警備の号数
	警備員指導教育責任者資格者証 (4号)					4	DDDDDD (5桁の永年番号)		4DDDDDD		・個別番号は、警備の号数
	機械警備業務管理者資格者証						D (永年番号)		D		
	合格証明書(1級 空港保安警備)						D (永年番号)		D		
	合格証明書(1級 施設警備)						D (永年番号)		D		
	合格証明書(1級 交通誘導警備)						D (永年番号)		D		
	合格証明書(1級 雑踏警備)						D (永年番号)		D		
	合格証明書(1級 貴重品運搬警備)						D (永年番号)		D		
	合格証明書(2級 空港保安警備)						D (永年番号)		D		
	合格証明書(2級 施設警備)						D (永年番号)		D		
	合格証明書(2級 交通誘導警備)						D (永年番号)		D		
	合格証明書(2級 雑踏警備)						D (永年番号)		D		
	合格証明書(2級 貴重品運搬警備)						D (永年番号)		D		
	成績証明書(1級 空港保安警備)	96				空1	DDDD (4桁の永年番号)		96空1DDDD		
	成績証明書(1級 施設警備)	96				施1	DDDD (4桁の永年番号)		96施1DDDD		
	成績証明書(1級 交通誘導警備)	96				交1	DDDD (4桁の永年番号)		96交1DDDD		
	成績証明書(1級 雑踏警備)	96				雑1	DDDD (4桁の永年番号)		96雑1DDDD		
	成績証明書(1級 貴重品運搬警備)	96				貴1	DDDD (4桁の永年番号)		96貴1DDDD		
	成績証明書(2級 空港保安警備)	96				空2	DDDD (4桁の永年番号)		96空2DDDD		

業種	許可証等名称	県別 コード (96)	所属別 コード (AAA)	西暦 (BBBB)	和暦 (CC)	個別 番号	本部一連番号 (DDDD)	所属 一連番号 (FFFF)	番号例	管理	備考等
警備業	成績証明書(2級 施設警備)	96				施2	DDDD (4桁の永年番号)		96施2DDDD		
	成績証明書(2級 交通誘導警備)	96				交2	DDDD (4桁の永年番号)		96交2DDDD		
	成績証明書(2級 雑踏警備)	96				雑2	DDDD (4桁の永年番号)		96雑2DDDD		
	成績証明書(2級 貴重品運搬警備)	96				貴2	DDDD (4桁の永年番号)		96貴2DDDD		
	警備員指導教育責任者講習修了証明書(1号)					1	DDDDD (5桁の永年番号)		1DDDDD		・個別番号は、警備の号数
	警備員指導教育責任者講習修了証明書(2号)					2	DDDDD (5桁の永年番号)		2DDDDD		・個別番号は、警備の号数
	警備員指導教育責任者講習修了証明書(3号)					3	DDDDD (5桁の永年番号)		3DDDDD		・個別番号は、警備の号数
	警備員指導教育責任者講習修了証明書(4号)					4	DDDDD (5桁の永年番号)		4DDDDD		・個別番号は、警備の号数
	機械警備業務管理者講習修了証明書						DDDDDD (6桁の永年番号)		DDDDDD		
	受験票(検定申請用、当日配布)						一連番号		D		受付順(検定の級別)
探偵業	探偵業届出証明書	96		BB			DDDD		96BBDDDD		・変更届出も採番 ・西暦は下2桁
インター ネット異性 紹介事業	事業開始届出書	96		BB			DDDDddd (開始届出は4桁の大文字Dの永年番号)		96BBDDDDddd		・番号を台帳に記載 ・西暦は下2桁
	届出事項変更届出書	96		BB			DDDDddd (変更届出は3桁の小文字dの永年番号)		96BBDDDDddd		・番号を台帳に記載 ・西暦は下2桁
特定遊興 飲食店営 業	営業許可証						DDDDD	一連番号	DDDDD		・1番から採番中 ・現在は5桁
	認定証	96		BBBB		7	DDDD		96BBBB7DDDD		・風俗営業と同一番号
	承認通知書(構造設備)							一連番号	F		
	承認通知書(相続)							一連番号	F		
	承認通知書(合併)							一連番号	F		
	承認通知書(分割)							一連番号	F		

別記

第1号様式(第2の1の(2)関係)

A	B	C	D	E	F	G

受 理 番 号

相 談 受 理 簿

営業種別	
------	--

受 付 者	(係) (階級)	(係) (階級)
	(係) (階級)	(係) (階級)

受付日時	年 月 日 () 午 時 分 ~ 午 時 分
------	-------------------------

受付方法	☐ 面接 (☐ 複数 ☐ 単独) ☐ 電話 ☐ 文書 ☐ Eメール ☐ その他 ()
------	---

受付場所	
------	--

相 談 者	(住所) (営業所の名称等) (職業) (氏名) (電話) (歳) 男・女
	(住所) (営業所の名称等) (職業) (氏名) (電話) (歳) 男・女

前回の相談受付	年 月 日 (階級) (氏名) (階級) (氏名)
---------	---------------------------

相 談 内 容	☐ 古物・質屋 ☐ 探偵・警備業 ☐ 銃砲・火薬類 ☐ 風俗営業 ☐
	(件名)
	(資料提供の有無) ☐ 有 () ☐ 無

措 置	☐ 完結 ☐ 継続 ☐ 打切り ☐ その他 ☐ 他機関紹介・引継ぎ(機関名等)	内容)

署長等指示	
-------	--

注：記載欄が不足する場合は、裏面に記載すること。
 決裁欄は署情に応じ、適宜変更すること。

相 談 内 容	
措 置	
署 長 等 指 示	
備 考	

第2号様式(第2の4の(2)関係)

確 認 票

受付所属		受付日		業務種別	
------	--	-----	--	------	--

申 請 者	氏名又は名称	フリガナ	
		漢 字	
	本 籍		
	住所又は所在地		
	生 年 月 日		
営 業 所	名 称		
	所 在 地		

申 請 種 別	
---------	--

減 免	有 無	
	種 別	
	金 額	

手 数 料	
標 準 処 理 期 間	
特 記 事 項	
備 考	

第3号様式(第2の4の(3)関係)

A	B	C	D	E	F

署長等許可システムチェック

署長	要・不要
副署長等	要・不要
課長	要・不要

申請等受付票

※ 太線の枠内のみ記入してください。

受付日時			
申請者		(関係店舗屋号等)	
来訪者名・連絡先		() —	
来訪 用 件	業務種別		
	申請種別		
番号		受付者	

【鹿児島県行政手続条例第7条（申請者に対する審査及び応答）】

行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期限内でされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許可等を拒否しなければならない。

本日、前記申請を行いました、

☐ 申請書の記載事項に不備がありました
(詳細：)

☐ 申請書に必要な書類が添付されていませんでした
(詳細：)

ので、 年 月 日までに補正いたします。

年 月 日

署名

許可証等の受領	
受領日時	年 月 日 午前・後 時 分
受領者 (関係店舗屋号等)	()
交付者印	

第4号様式(第2の4の(4)関係)

受領書	
殿	
本日、 に係る 書類を確かに受領しました。 あなたの申請・届出に係る受付番号は、 です。	
(公印省略)	
※この受領書は、今回の申請・届出に係るすべての手続が終了するまでの間、大切に保管してください。	

鹿生企第 号
年 月 日

長 殿

身上調査書（照会）

本 籍	
氏 名	
生 年 月 日	

上記の者は、次に掲げる○印を付した法令の規定に基づき、許可等に際し、身上調査の必要がありますので回答願いたく照会します。

なお、本籍、氏名等に多少の相違があっても、該当すると思われる者について調査願います。

もし、本人が転籍している場合は、在籍地の市(区)町村長に転送願います。

また、該当者がいないときは、その旨を回答書に記入願います。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 条
- 2 質屋営業法第 条
- 3 古物営業法第 条
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条（前記の者に同居の親族がある場合は、それらの者の前科についても回答願います。）
- 5 警備業法第 条
- 6 探偵業の業務の適正化に関する法律第 条
- 7 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第 条
- 8 その他（

(注 根拠条文を必ず明示すること。)

第6号様式(第3の1の(2)ア関係)

年 月 日

鹿 児 島 県 警 察 本 部
生 活 安 全 部 殿
生 活 安 全 企 画 課 長

(所 轄 市 区 町 村 長)

身 上 調 査 書 (回答)

身上調査書（照会）（ 年 月 日付 鹿生企第 号）記載の者に係る身上について、下記のとおり回答します。

記

- 1 該当者は見当たらない。
- 2 該当事項は見当たらない。
- 3 該当事項あり、次のとおり。

訂 正 本 籍								
氏 名								
申請者及び同籍の親族	氏名・生年月日		前 科					
	照 会	訂 正	言 渡 年月日	確 定 年月日	裁 判 所	罪 名	刑名、刑期 罰金額	刑の 執行停止
申請者	年 月 日生	年 月 日生						
	年 月 日生	年 月 日生						
	年 月 日生	年 月 日生						
	(続柄) 年 月 日生	_____						
	(続柄) 年 月 日生	_____						
	(続柄) 年 月 日生	_____						

第7号様式(第3の1の(2)ア関係)

鹿生企第 号
年 月 日

檢察庁 檢察官 殿

鹿 児 島 県 警 察 本 部
生 活 安 全 部
生 活 安 全 企 画 課 長

欠格事由に関する調査について (照会)

国	籍			
住	所			
氏	名		異	名
生	年	月	日	
在留カード番号又は特別永住者証明書番号*				

* いずれかを○で囲むこと。

上記の者は、次に掲げる○印を付した法令の規定に基づく欠格事由の該当の有無に関する調査を行う必要がありますので、別紙により回答願いたく照会します。

- 1 質屋営業法第3条第1項第1号、第2号、第5号（同項第1号又は第2号に係る部分に限る。）又は同項第9号若しくは第10号（同項第1号、第2号又は第5号（同項第1号又は第2号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）
- 2 警備業法第25条第1号又は第3号（同条第1号に係る部分に限る。）
- 3 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第8条第2号又は第7号イ（同条第2号に係る部分に限る。）
- 4 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第18条第3項第1号又は第3号（同項第1号に係る部分に限る。）
- 5 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則第5条第2項第1号ロ又はト（同号ロに係る部分に限る。）
- 6 探偵業の業務の適正化に関する法律第3条第2号又は第7号（同条第2号に係る部分に限る。）
- 7 遺失物法施行令第5条第5号ロ(2)又は(4)（同号ロ(2)に係る部分に限る。）
- 8 その他（ ）

注 根拠条文を明示すること。

第8号様式(第3の1の(2)ア関係)

年 月 日

鹿 児 島 県 警 察 本 部
生 活 安 全 部 殿
生 活 安 全 企 画 課 長

地方検察庁
検 察 官

欠 格 事 由 に 関 す る 調 査 に つ い て （ 回 答 ）

年 月 日付け鹿生企第 号をもって照会のあった下記の者に対する
標記の調査について、下記のとおり回答します。

記

- 1 国籍
- 2 住所
- 3 氏名（異名）
- 4 生年月日
- 5 在留カード番号又は特別永住者証明書番号
- 6 回答内容

該当事項は見当たらない ・ 該当事項は次のとおりである

裁判の日・確定の日 刑執行終了の日	裁 判 所	罪 名	刑名、刑期・金額
年 月 日 宣 告 略 式	地方		拘禁刑、懲役、禁錮 年 月
年 月 日 確 定	支部		罰金 円
年 月 日 刑終了	簡易		年間執行猶予 付保護観察
年 月 日 宣 告 略 式	地方		拘禁刑、懲役、禁錮 年 月
年 月 日 確 定	支部		罰金 円
年 月 日 刑終了	簡易		年間執行猶予 付保護観察

第9号様式(第3の1の(2)ア関係)

鹿生企第 号
年 月 日

鹿児島地方検察庁 検察官 殿

鹿 児 島 県 警 察 本 部
生 活 安 全 部
生 活 安 全 企 画 課 長

前科調査について (照会)

国	籍			
住	所			
氏	名		異	名
生	年	月	日	
在留カード番号又は特別永住者証明書番号		*		

* いずれかを○で囲むこと。

上記の者は、次に掲げる○印を付した法令の規定に基づき、許可等に際し前科を調査する必要がありますので、別紙により回答願いたく照会します。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項第2号若しくは第3号（第7条第3項（第31条の23において準用する場合を含む。）又は第31条の23において準用する場合を含む。）又は同項第11号若しくは第24条第2項第2号（第31条の23において準用する場合を含み、第4条第1項第2号又は第3号に係る部分に限る。）
 - 2 古物営業法第4条第2号、第3号若しくは第11号（同条第2号又は第3号に係る部分に限る。）又は第13条第2項第2号（第4条第2号又は第3号に係る部分に限る。）
 - 3 古物営業法施行規則第19条の5第2号、第3号又は第7号（同条第2号又は第3号に係る部分に限る。）（これらの規定を第19条の12において準用する場合を含み、外国の法令の規定による部分を除く。）
 - 4 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第12号から第14号まで、第17号若しくは第18号又は同条第5項（同条第1項第17号又は第18号に係る部分に限る。）
 - 5 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項、第7条の3第2項、第9条の10第2項各号、第9条の13第1項第1号又は第9条の16第1項（いずれも第5条第1項第12号から第14号まで、第17号又は第18号に係る部分に限る。）
 - 6 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号イ
 - 7 指定射撃場の指定に関する内閣府令第6条又は第6条の2第1号（銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第12号から第14号まで、第17号又は第18号に係る部分に限る。）
 - 8 警備業法第3条第2号、第3号、第4号、第8号（同条第2号、第3号、第4号又は第10号（同条第2号、第3号又は第4号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）若しくは第10号（同条第2号、第3号又は第4号に係る部分に限る。）又は第22条第4項第2号（第23条第5項又は第42条第3項において準用する場合を含み、第3条第2号、第3号又は第4号に係る部分に限る。）
 - 9 その他（ ）
- 注 根拠条文を明示すること。

第10号様式(第3の1の(2)ア関係)

年 月 日

鹿 児 島 県 警 察 本 部
生 活 安 全 部 殿
生 活 安 全 企 画 課 長

鹿児島 地方検察庁
検 察 事 務 官

前科調査について（回答）

令和 年 月 日付け鹿生企第 号をもって照会のあった下記の者に対する
標記の調査について、下記のとおり回答します。

記

- 1 国籍
- 2 住所
- 3 氏名（異名）
- 4 生年月日
- 5 在留カード番号又は特別永住者証明書番号
- 6 回答内容

前科は見当たらない ・ 前科は次のとおりである

裁判の日・確定の日 刑執行終了の日	裁 判 所	罪 名	刑名、刑期・金額
年 月 日 宣 告 略 式 年 月 日 確 定 年 月 日 刑終了	地方 支部 簡易		拘禁刑、懲役、禁錮 拘留 年 月 （日） 罰金、科料 円 年間執行猶予 付保護観察
年 月 日 宣 告 略 式 年 月 日 確 定 年 月 日 刑終了	地方 支部 簡易		拘禁刑、懲役、禁錮 拘留 年 月 （日） 罰金、科料 円 年間執行猶予 付保護観察

鹿 生 企 第 号
年 月 日

地方検察庁 検察官 殿

鹿 児 島 県 警 察 本 部
生 活 安 全 部
生 活 安 全 企 画 課 長

欠格事由に関する調査について（照会）

名 称	
本 店 所 在 地 (住 所)	
代 表 者	
会社法人等番号	

上記の法人は、次に掲げる○印を付した法令の規定に基づく欠格事由の該当の有無に関する調査を行う必要がありますので、別紙により回答願いたく照会します。

- 1 質屋営業法第3条第1項第2号
- 2 警備業法第25条第1号
- 3 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
第8条第2号
- 4 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
第18条第3項第1号
- 5 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
施行規則第5条第2項第1号ロ
- 6 探偵業の業務の適正化に関する法律第3条第2号
- 7 遺失物法施行令第5条第5号ロ(2)
- 8 その他 ()

注 根拠条文を明示すること。

第12号様式(第3の1の(2)ア関係)

年 月 日

鹿 児 島 県 警 察 本 部
生 活 安 全 部 殿
生 活 安 全 企 画 課 長

地方検察庁
検 察 官

欠格事由に関する調査について（回答）

年 月 日付け鹿生企第 号をもって照会のあった下記の法人に対する標記の調査について、下記のとおり回答します。

記

- 1 名称
- 2 本店所在地(住所)
- 3 代表者
- 4 会社法人等番号
- 5 回答内容

該当事項は見当たらない

・

該当事項は次のとおりである

裁判の日・確定の日 刑執行終了の日	裁 判 所	罪 名	刑名、金額
年 月 日 宣 告 略 式	地方		
年 月 日 確 定	支部		罰金 円
年 月 日 刑終了	簡易		
年 月 日 宣 告 略 式	地方		
年 月 日 確 定	支部		罰金 円
年 月 日 刑終了	簡易		

鹿生企第 号
年 月 日

地方檢察庁 檢察官 殿

鹿 児 島 県 警 察 本 部
生 活 安 全 部
生 活 安 全 企 画 課 長

前科調査について (照会)

名 称	
本 店 所 在 地 (住 所)	
代 表 者	
会社法人等番号	

上記の法人は、次に掲げる○印を付した法令の規定に基づき、許可等に際し前科を調査する必要がありますので、別紙により回答願いたく照会します。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項第2号又は第3号（第7条の2第2項若しくは第7条の3第2項（これらの規定を第31条の23において準用する場合を含む。）又は第31条の23において準用する場合を含む。）
- 2 古物営業法第4条第2号又は第3号
- 3 古物営業法施行規則第19条の5第2号又は第3号（第19条の12において準用する場合を含み、外国の法令の規定による部分を除く。）
- 4 警備業法第3条第2号、第3号又は第4号
- 5 その他（ ）

注 根拠条文を明示すること。

第14号様式(第3の1の(2)ア関係)

年 月 日

鹿 児 島 県 警 察 本 部
生 活 安 全 部 殿
生 活 安 全 企 画 課 長

地方検察庁
検 察 官

前科調査について（回答）

令和 年 月 日付け鹿生企第 号をもって照会のあった下記の法人に対する標記の調査について、下記のとおり回答します。

記

- 1 名称
- 2 本店所在地(住所)
- 3 代表者
- 4 会社法人等番号
- 5 回答内容

前科は見当たらない ・ 前科は次のとおりである

裁判の日・確定の日 刑執行終了の日	裁 判 所	罪 名	刑名、金額
年 月 日 宣 告 略 式 年 月 日 確 定 年 月 日 刑 終 了	地方 支部 簡易		罰金、科料 円
年 月 日 宣 告 略 式 年 月 日 確 定 年 月 日 刑 終 了	地方 支部 簡易		罰金、科料 円

部内照会結果記録表

対象者	住所・所在地：					
	氏名・名称：					
照会項目	照会結果					
犯歴関係	照会先：					
	照会日時：					
	回答日時：					
	照会結果： ☐ 有 () 件 ☐ 無					
	詳細：					
	年月日	警察署	罪名	年月日	裁判所・検察庁	計名・刑期
暴力団登録関係	照会先：					
	照会日時：					
	回答日時：					
	照会結果： ☐ 有 () 件 ☐ 無					
	詳細：					
行政処分歴関係	照会先：					
	照会日時：					
	回答日時：					
	照会結果： ☐ 有 () 件 ☐ 無					
	詳細：					
	年月日	違反形態		処分内容		
ST・DV関係	照会先：					
	照会日時：					
	回答日時：					
	照会結果： ☐ 有 () 件 ☐ 無					
	詳細：					
警察安全相談関係	照会先：					
	照会日時：					
	回答日時：					
	照会結果： ☐ 有 () 件 ☐ 無					
	詳細：					
照会者	係 階級 氏名					

承認通知書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

付けで申請のあった

に係る 相 続 ・ 合 併 ・ 分 割 については
 営業所の構造又は設備（遊技機）の変更

これを承認しますので下記のとおり通知します。

記

承認事項

鹿児島県公安委員会

(承認事項)

第16号様式(第4の2の(1)関係)
その3

(承認事項)

[illegible]

その4

(承認事項)

[illegible]

その5

(承認事項)

[illegible][illegible]

第17号様式(第4の2の(2)関係)

(風俗営業・特定遊興飲食店営業・質屋営業)

鹿児島県公安委員会
指令(生企)第 号

不 許 可 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請があった
については、下記の理由により許可しないので通知します。

許可申請に

記

理由

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表とする者は鹿児島県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第18号様式(第4の2の(2)関係)

(風俗営業・特定遊興飲食店営業)

鹿児島県公安委員会
指令(生企)第 号

不 認 定 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請があった特例
申請については、下記の理由により認定しないので通知します。

の認定

記

理由

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表とする者は鹿児島県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第19号様式(第4の2の(2)関係)

(風俗営業・特定遊興飲食店営業)

鹿児島県公安委員会
指令(生企)第 号

不承認通知書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請があった
由により承認しないので通知します。

承認申請については、下記の理

記

理由

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表とする者は鹿児島県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第20号様式(第4の2の(2)関係)

(古物営業)

鹿児島県公安委員会
指令(生企)第 号

不許可通知書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請があった
記の理由により許可しないので通知します。

許可申請については、下

記

理由

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表とする者は鹿児島県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第21号様式(第4の2の(2)関係)

(銃砲・刀剣類)

鹿児島県公安委員会
指令(生企)第 号

不許可通知書

住所

氏名 殿

年 月 日付けで申請があった 所持許可申請については、下記の理由により許可しないので通知します。

記

理由

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表とする者は鹿児島県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第22号様式(第4の2の(2)関係)

(銃砲等)

鹿児島県公安委員会
指令(生企)第 号

不 更 新 通 知 書

住所

氏名 殿

年 月 日付けで申請があった猟銃等所持許可更新申請については、下記の理由により更新しないので通知します。

記

理由

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表とする者は鹿児島県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第23号様式(第4の2の(2)関係)

(銃砲等)

鹿児島県公安委員会
指令(生企)第 号

不 認 定 通 知 書

住所

氏名 殿

年 月 日付けで申請があった 認定申請については、
下記の理由により認定しないので通知します。

記

理由

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表とする者は鹿児島県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第24号様式(第4の2の(2)関係)

鹿公委生企第 号
年 月 日

警察署長 殿

鹿児島県公安委員会 印

不許可等処分決定通知書

年 月 日付けで申請のあった
申請については、年 月 日付けで鹿児島県公安委員会において（不許可・不認定・不承認・不更新）処分と決定したので、（不許可・不認定・不承認・不更新）通知書を交付されたい。